

改正案	現行
<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）</p> <p>十一（略）</p>	<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）</p> <p>十一（略）</p>

(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構

四 前二号に掲げる者(以下この条及び第十三条において「証券会社等」という。)を共同保有者(法第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者をいう。以下同じ。)とする者であつて証券会社等以外の者

(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(新設)

三 前二号に掲げる者(以下この条及び第十三条において「証券会社等」という。)を共同保有者(法第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者をいう。以下同じ。)とする者であつて証券会社等以外の者